

琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について

税務課

1 趣旨

令和2年度からの国民健康保険税の改正を改正前にします。

2 経過

令和2年3月23日議決、令和2年度以降の国保税率改正

(所得割・均等割・平等割 = 増、資産割 = 廃止)

令和2年6月19日議決、上記国保税率改正の適用を1年延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている被保険者等の負担増へ配慮。

令和3年2月18日国民健康保険運営協議会、次年度以降の国保税率改正について協議

・コロナ禍の経済悪化がまだ継続している。

・当初の見込みよりも県全体の医療費が下がったことに伴う県への納付金も減少。

税率据え置きはやむを得ない。

令和4年度の税率改正の際は、資産割の廃止を念頭に置くこと。

3 実施概要

前回(令和2年3月)改正内容

課税額の種類・内訳		改正後	改正前	比較
基礎課税額 (医療分)	所得割額	8.20%	6.50%	1.7%増
	資産割額	0.0%	23.0%	23.0%減
	被保険者均等割額	24,000円	21,500円	2,500円増
	世帯別平等割額	23,300円	21,500円	1,800円増
後期高齢者支援均等 課税額 (支援金分)	所得割額	2.80%	2.40%	0.4%増
	資産割額	0.0%	7.0%	7.0%減
	被保険者均等割額	8,400円	7,200円	1,200円増
	世帯別平等割額	8,100円	7,500円	600円増
介護納付金課税額 (介護分)	所得割額	2.30%	1.60%	0.7%増
	資産割額	0.0%	8.0%	8.0%減
	被保険者均等割額	9,100円	8,100円	1,000円増
	世帯別平等割額	6,100円	5,300円	800円増